

年金ひろば

年金額は

物価スライドする

いま国民年金に加入する人は、万一のときの年金保障は別として、年金を請求・受給するのは遠い将来のことです。何十年先のことだからと、何となく不安に思われる人もいらっしゃるかもしれません。

郵便年金や生命保険などの個人年金は、何十年先に、これだけの年金になります」と

●加入期間25年以上でうけられる年金額 (59年1月15日現在約束された額)

加入期間	年金額
25年	565,500円 (月額47,125円)
26	588,100円 (月額49,008円)
28	633,300円 (月額52,775円)
30	678,600円 (月額56,550円)
32	723,800円 (月額60,316円)
34	769,100円 (月額64,091円)
36	814,300円 (月額67,858円)
38	859,500円 (月額71,625円)
40	904,800円 (月額75,400円)

約束してくれます。それはかなり大きな金額でしょう。

これに対して、国民年金の年金額は、現在の貨幣価値での金額しか約束してくれません。これは、国民年金には物価スライド制がとられているからです。

物価が上がっても年金額がそのままであれば、物価上昇分だけ年金が目減りしたことになります。個人年金がどれだけの金額を約束してくれても、何十年先に、それがどれだけの価値があるのかは、誰もわかりません。これに対して国民年金は、

物価が上がれば、その上昇率だけ年金額が引き上げられます。年金改革が目的とするのは、高齢化社会の中で、誰にも公平な年金を、いつでも安心して受給できるようなくみにすることです。そのキーポイントになるのが、この物価スライド制です。ですから、何十年先になっても、国民年金から支給される年金については、心配ありません。

二十歳です、成人です 国民年金です

成人を迎えられた皆さんおめでとう。
あなたも二十歳になると、

成人おめでとう



成人して多くの権利と義務が生れます。国民年金に加入するののもその一つです。

国民年金に加入して、きちんと保険料を納めれば、交通事故で障害者になったり、夫に死なれて未亡人になったりしたとき、障害年金や母子年金で保障されます。職場が変わればほかの年金に連算して年金が支給され、掛けた保険料は無駄になりません。

いまずぐ印鑑を持参して、加入手続きを済ませましょう。

思いがいの

ないように!!

現在のお年寄りの方で保険料は納めないで、老齢福祉年金をうけている方がいます。そこで、国民年金に加入しなくても、また保険料を納めなくても、七十歳になれば福祉年金がもらえると考えている人もあるようです。これはまちがいで、保険料を納めないで老齢福祉年金をもらえるのは、明治四十四年四月一日までに生れた人だけです。それ以外の二十歳以上の人は被用者年金に加入しないかぎり、年金はもらえません。

国民年金に加入して保険料を納めることが、将来のために必要です。

郵便局から

年賀はがきをもとに

住所録の整理を

なかなかできないのが住所録の整理です。正月は、受け取った年賀状をもとに、住所や電話番号を整理するよい機会です。日頃あまり音信のない人の転居や住居表示制度による町名・地番の変更を年賀状で「発見」することがあります。この機会に、受け取った年賀状で住所録の整理をしましょう。

なお、住所録には郵便番号や住所・アパート名などはもちろんですが、子供さんの名前・年齢なども書き込んでおくとなにかと便利です。

また、住所録に写すのが面倒だという方は、年賀状そのものをアドレス・カードにして整理するのも一つの方法でしょう。

郵便番号簿

昨年十一月下旬に各事業所、家庭へ郵便番号簿をお配りしましたが、万一配付もれがありましたら、差しあげますので、お手数ですが郵便局の窓口か郵便配達員にお申し出下さい。